

令和3年9月1日

保護者様

関西高等学校
校長 藤原 佳市

学校での新型コロナウイルス感染症対策等について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、国内においては依然として新型コロナウイルス感染症が流行しており、新たな変異種(デルタ株)の感染者の割合も増え、現在、岡山県では緊急事態宣言が発令されています。デルタ株は従来のものより感染力が強く、野外飲食のような3密でない状況でもクラスターが発生している等の事案が確認されており、学校においてはより一層の感染症対策が必要です。本校では学校における新型コロナウイルス感染症対策として、以下に記載した内容で行っておりますが、ご家庭におかれましても感染症対策を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、地域の感染状況や同居のご家族等の状況により、濃厚接触者とは認められないが健康観察の対象者になる場合等、個別の対応が必要なことが生じることもございます。その場合は学校までご連絡頂きますようよろしくお願いいたします。

なお今後の対応については、感染状況に伴い変更する場合がありますが、ご了承ください。

〈学校における感染症対策〉

1 マスクの着用について

- ・生徒、教員間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、生徒は登下校時(特に公共交通機関利用等)や校内ではマスクを着用してください。ただし、十分な身体的距離が確保出来る場合や、気温や湿度が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症等への対応を優先させ、マスクを外す等の適切な対応をしてください。

2 登校前の健康観察の実施(生徒本人および同居家族)

- ・毎朝、登校前に必ず検温し、健康観察をしてください。学校が指定する健康観察入力フォームに毎日の体温、健康状態等を記録してください。(授業日は朝のSHRで担任からも入力の指示があります)
- ・生徒本人及び同居のご家族に風邪の症状(頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等)がある場合は、発熱がなくても登校をしないでください。
- ・自宅で休養した場合の出欠につきましては、『新型コロナウイルス感染症(疑い含む)について』の出席停止連絡票』(HPダウンロード可)を担任に提出することにより、出席停止の扱いとなります。連絡票の提出が無い場合は欠席扱いとなります。(4日以上は病院を必ず受診)
- ・学校での感染拡大予防の観点から、明らかな発熱や、発熱がなくても頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等の風邪症状が続く場合、かかりつけ医にご相談の上、病院を受診してください。

3 新型コロナワクチンの接種に伴う出席停止等の取扱いについて

(1) 新型コロナワクチンの接種日について

期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等で、やむを得ず授業時間内に医療機関等でワクチン接種を受ける場合は、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合など校長が出席しなくても良いと認めた場合」に該当すると判断し、出席停止の扱いとします。

(2) ワクチン接種後の副反応が出た場合の出欠の取扱いについて

副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状がみられる時には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の扱いとします。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合についても適切に対応いたします。

(1) (2) のいずれについても『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』の「生徒本人に発熱等の症状がみられる」や「その他」の欄に『新型コロナワクチン接種日』等をご記入の上、担任まで提出していただくことで、出席停止の扱いとして対応いたします。

※【出席停止となる事由】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、濃厚接触者と特定された<input type="checkbox"/> 生徒本人に発熱等の風邪の症状がみられる<input type="checkbox"/> 同居家族に発熱等の風邪の症状がみられる（岡山県内の感染状況ステージ1の場合は除く）<input type="checkbox"/> 基礎疾患等があるため主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関し、保護者の申し出を受け、登校を取りやめる事が特に必要であると校長が認める場合<input type="checkbox"/> その他（例：新型コロナワクチン接種日 等） |
|--|

4 学校への連絡を要する場合

- ・PCR検査を受けた場合、または受ける予定となった場合（同居のご家族も含む）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合 等

5 新型コロナウイルスに感染した場合

- ・PCR検査を受けた結果、新型コロナウイルスに感染した（陽性）と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、療養、治療に専念してください。出席停止期間は「治癒するまで」となります。再登校する時期については医療機関や保健所の指示に従い、『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』等（治癒証明書等）を担任までご提出ください。
- ・学校での濃厚接触者等の特定のため、学校には保健所等関係機関から聞き取り調査等が行われます。その際は調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。